

ライフサイエンスアントレプレナーシップ人材育成及び事業化促進事業 公募要領等に係る質問

No.	項目	質問内容	回答
1	【事業全般(「若手研究者」の定義)】	事業化意欲を醸成するための勉強会の参加対象である、「若手研究者」の定義はあるか。年齢の上限や、学生でなければならぬ等、条件はあるか。	大阪府で、「若手研究者」の定義を規定しておりません。また、年齢の上限や、学生であること等、条件もありません。なお、応募の際、勉強会の具体的な参加対象やその理由を、提案いただきますようお願いいたします。
2	【委託業務の内容(マッチングイベントの研究者の選定)】	研究者と事業者のマッチングイベントにおける、研究者の選定はどのように実施するのか。選定基準等はあるか。また、参加いただく研究者の募集、研究者の参加を促すため広報活動は委託業務に含まれているか。	イベントで研究成果を発表する研究者の選定は、受託事業者にて実施していただきます。なお、研究機関や研究者本人の意向を踏まえる必要がありますので、契約締結後、研究機関・大阪府と調整する場を設けます。研究者の選定基準はありませんが、研究機関と事業者のマッチングを促進する上で効果的であると考えられるテーマに関する研究者を選定いただきますようお願いいたします。また、イベント実施にあたり、個別の研究者との調整は必要ですが、広く研究者の参加を促すための広報活動は不要です。
3	【委託業務の内容(マッチングイベントのテーマ)】	研究者と事業者のマッチングイベントにおいて、研究機関(研究者)が発表する研究成果はどのような領域を想定しているか。また、発表件数の想定はあるか。	ライフサイエンス分野(創薬・バイオ、医療機器、ヘルスケア等)に関連する研究成果を想定しています。発表件数は1回のイベントにつき1件を想定しています。
4	【委託業務の内容(マッチングイベントの参加対象事業者)】	研究者と事業者のマッチングイベントに参加できる事業者は、府内事業者のみか。府内事業者とは本社登記が大阪府内の事業者か。府外事業者の参加が可能な場合、府外事業者が参加可能な割合設定はあるか。	マッチングイベントに参加できる事業者は、大阪府内または兵庫県内に事業所を有する事業者とし、本社所在地が他地域でも問題ありません。大阪府と兵庫県の事業者参加割合の設定はありませんが、受託業務として、大阪府内に事業所を有する事業者の参加を促すための広報を実施していただきます。
5	【委託業務の内容(勉強会、イベント等の開催場所)】	学生等研究者の事業化意欲を醸成するための勉強会、発表イベント及び研究者と事業者のマッチングイベントの開催場所に指定はあるか。また、大阪府の管理する会議室や大学等を借りることは可能か。その場合の使用料はいくらか。	開催場所の指定はありません。なお、研究者と事業者のマッチングイベントに関しては、契約締結後、研究機関・研究者と調整の上、受託事業者において開催場所等を決定していただきます。大阪府が管理する会議室等を利用することは可能ですが、空き状況により利用できない場合がありますので、ご了承ください。なお、大阪府が管理する会議室の使用料は不要です。
6	【委託業務の内容(マッチングイベントの開催方法)】	研究者と事業者のマッチングイベントを別のイベントの中で実施することは可能か。	可能です。
7	【委託業務の内容(勉強会、イベントの開催方法)】	学生等研究者の事業化意欲を醸成するための勉強会、発表イベント及び研究者と事業者のマッチングイベントの一部またはすべてをオンラインで開催することは可能か。	可能です。応募の際、開催方式等を提案いただきますよう、お願いします。

ライフサイエンスアントレプレナーシップ人材育成及び事業化促進事業 公募要領等に係る質問

No.	項目	質問内容	回答
8	【応募の手続き(応募書類)】	公募要領4(2)ア～エで応募様式の正本に押印が必要とあるが、各様式のどこに押印すればよいか。また認印で問題ないか。	企業名の横または代表者氏名の横に押印いただきますようお願いいたします。なお、印鑑の種類については指定がありませんので、認印で差し支えありません。
9	【応募の手続き(応募書類)】	公募要領4(2)エに記載する発注者は、行政機関に限定されるか。民間組織(大学等)からの委託実績を記入してよいか。	事業実績申告書に記載する発注者に指定はありません。大学等民間機関からの委託実績も記入いただけます。
10	【応募の手続き(応募書類)】	公募要領4(2)セについて、郵送で提出しており、受付印がないが、受付印は必須か。	郵送による提出等、管轄公共職業安定所長に提出した障がい者雇用状況報告書の写しに受付印が押印されていない場合は受付印は不要ですが、提出いただく「障がい者雇用状況報告書の写し」に受付印が押印されていない理由(「例:郵送による提出のため受付印の押印なし」等)を付記していただきますよう、お願いします。
11	【応募の手続き(応募書類)】	公募要領4(2)セについて、障がい者雇用の促進を目的として特例子会社における雇用状況も参入可能か。	可能です。
12	【応募の手続き(応募書類)】	公募要領4(2)セについて、親会社における障がい者雇用状況も参入可能か。	親会社で一括して管轄公共職業安定所に報告をされているのであれば、その写しを提出してください。
13	【応募の手続き(その他)】	応募書類を電子媒体(CD-R等)で提出が必要だが、添付書類(公募要領4(2)コ～ソ)も含まれるか。電子媒体も正本・副本の2種類作成する必要があるか。	電子媒体で提出が必要な書類は、公募要領4(2)ア～ケのみです。添付書類の提出は不要です。なお、電子媒体は、正本を作成する際に使用したデータ(押印不要、Word形式またはPDF形式)を格納し、提出してください。
14	【応募の手続き(その他)】	応募書類を電子媒体(CD-R等)で提出とあるが、USBメモリによる提出も可能か。	可能です。なお、提出いただいた電子媒体についても返却しませんのでご了承ください。
15	【応募の手続き(その他)】 【業務に関する報告】	電子媒体に保存するデータは「Word形式またはパワーポイント形式及びPDF形式」とあるが、すべてPDF形式で問題ないか。	応募の際、電子媒体で提出が必要な書類は上記13のとおり、正本を作成する際に使用したデータ(押印不要、Word形式またはPDF形式)ですので、すべてPDF形式で問題ありません。契約締結後、業務に関する報告の際、提出いただく資料は、PDF形式とあわせてWord形式またはパワーポイント形式のデータを提出いただきます。

※質問内容は要約して記載しています。

※複数の方からの同種の質問については、まとめて記載しています。